

収入基準

申込資格の収入基準は、『所得月額』（下記参照）によって判定します。

《所得月額の算出のしかた》

入居資格の有無、区分を判定する根拠である『所得月額』とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる『手取りなど』とは異なります。以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の『所得月額』を算出してください。



- 1 申込み家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- 2 各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- 3 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

算 式

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年間総所得金額</th> </tr> <tr> <td>給与所得者の方は表3 により算出した金額</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">個別の特別控除</th> </tr> <tr> <td>寡婦・寡夫 最高 27万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年間総所得金額</th> </tr> <tr> <td>給与所得者の方は表3 により算出した金額</td> </tr> </table>	年間総所得金額	給与所得者の方は表3 により算出した金額	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">個別の特別控除</th> </tr> <tr> <td>寡婦・寡夫 最高 27万円</td> </tr> </table>	個別の特別控除	寡婦・寡夫 最高 27万円	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">一般控除</th> </tr> <tr> <td>38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">その他の特別控除</th> </tr> <tr> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各々 × 対象者数</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">一般控除</th> </tr> <tr> <td>38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数</td> </tr> </table>	一般控除	38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数	+	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">その他の特別控除</th> </tr> <tr> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各々 × 対象者数</td> </tr> </table>	その他の特別控除	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table>	障害者	27万円	特別障害者	40万円	特定扶養親族	25万円	老人扶養親族	10万円	各々 × 対象者数	+	÷ 12
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年間総所得金額</th> </tr> <tr> <td>給与所得者の方は表3 により算出した金額</td> </tr> </table>	年間総所得金額	給与所得者の方は表3 により算出した金額	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">個別の特別控除</th> </tr> <tr> <td>寡婦・寡夫 最高 27万円</td> </tr> </table>	個別の特別控除	寡婦・寡夫 最高 27万円																					
年間総所得金額																											
給与所得者の方は表3 により算出した金額																											
個別の特別控除																											
寡婦・寡夫 最高 27万円																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">一般控除</th> </tr> <tr> <td>38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数</td> </tr> </table>	一般控除	38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数	+	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">その他の特別控除</th> </tr> <tr> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各々 × 対象者数</td> </tr> </table>	その他の特別控除	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table>	障害者	27万円	特別障害者	40万円	特定扶養親族	25万円	老人扶養親族	10万円	各々 × 対象者数												
一般控除																											
38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数																											
その他の特別控除																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>障害者</td><td style="text-align: right;">27万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td style="text-align: right;">40万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td style="text-align: right;">25万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td style="text-align: right;">10万円</td></tr> </table>	障害者	27万円	特別障害者	40万円	特定扶養親族	25万円	老人扶養親族	10万円																			
障害者	27万円																										
特別障害者	40万円																										
特定扶養親族	25万円																										
老人扶養親族	10万円																										
各々 × 対象者数																											

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し（マイナスのときは0とする。）出た金額を合算した金額

●計算した所得月額が、158,000円以下の方及び一定条件を満たした方（裁量階層の世帯）は、214,000円以下であれば申込みできます。

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
I	104,000円以下	IV	139,000円を超え158,000円以下
II	104,000円を超え123,000円以下	V	158,000円を超え186,000円以下
III	123,000円を超え139,000円以下	VI	186,000円を超え214,000円以下

表3 年間総所得金額算出のしかた

(公的年金以外の場合)

年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
1円～ 650,999円	0円	1,624,000円～1,627,999円	974,000円
651,000円～1,618,999円	総収入金額－650,000円	1,628,000円～ 1,803,999円	(注) A × 0.6
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	1,804,000円～ 3,603,999円	(注) A × 0.7－180,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	3,604,000円～ 6,599,999円	(注) A × 0.8－540,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	総収入金額×0.9－1,200,000円*

* 小数点以下は切り捨て

(注) Aの計算は、
$$\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \boxed{} \left(\begin{array}{l} \text{少数点以下を} \\ \text{切り捨てる} \end{array} \right) \rightarrow \boxed{} \times 4,000 = A$$

(公的年金の場合)

65歳未満の方		65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－70万円	330万円未満	公的年金総収入－120万円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－37万5千円	330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－37万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－78万5千円	410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－78万5千円
770万円以上	公的年金総収入×0.95－155万5千円	770万円以上	公的年金総収入×0.95－155万5千円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

表4 収入計算で控除する金額 年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額	
一般控除	同居親族控除	申込み家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円	
	扶養親族控除	申込み家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。		
個別の特別控除	寡婦控除	・夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で扶養親族のある方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方 ※離婚の場合は該当しません。	その人の所得から 最高 27万円	
	寡夫控除	妻と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、妻の生死が不明の方で子供を扶養し合計所得金額が500万円以下の方		
その他の特別控除	障害者控除	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
		精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
		愛護手帳	3度(中度)・4度(軽度)	
		療育手帳	B・C	
		戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
		精神障害者保健福祉手帳	1級	
		愛護手帳	1度(最重度)・2度(重度)	
		療育手帳	A	
		戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	
被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者				
特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年令16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方(控除対象配偶者は除く)	1人につき 25万円		
老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年令70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円		

(注) 婚約者の方は同居親族に含まれますが、胎児は含みません。年齢は申込日現在の満年齢とします。

入居募集対象の市営住宅一覧表

入居募集の案内は、ホームページ、広報で行います。応募者が募集戸数を上回る場合には、抽選となります。

名称（所在地）	管理戸数	建設年度	間取り・家賃	構造等	町内会	小学校	中学校
下町 （下町宮東12-1）	59戸	S56.57	3DK 水洗 15,400～31,900	中耐4・5階建 （一般世帯向）	下町住宅	西野町	鶴城
宮浦 （米津町宮浦68）	124	S59～61	3DK 水洗 20,700～43,300	中耐3・4階建 （一般世帯向）	米津15	米津	鶴城
犬塚 （中畑一丁目56）	36	H 2.3	3DK 水洗 23,700～48,200	中耐3階建 （一般世帯向）	中畑12	中畑	平坂
住崎 （住崎町荒子28-1）	26	H 9.10	3LDK 水洗 27,900～55,400	中耐3・4階建 三点給湯設備 （一般世帯向）	住崎2	西尾	西尾
	2	H 10	4LDK 水洗 33,300～65,300	中耐3階建 三点給湯設備 （大家族向）			
鎌谷 （鎌谷町大河田6）	65	S39.40	2K 非水洗 3,400～7,200	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	鎌谷新町	福北	福地
室 （室町中川原17-2）	12	S 41	2K 水洗 4,100～8,000	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	—	室場	東部
野々宮 （野々宮町茶木2）	20	S 41	2K 水洗 3,200～6,400	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	野々宮	福南	福地
父橋 （室町中屋敷80）	35	S 42	2K 水洗 4,000～7,800	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	父橋住宅	室場	東部
中原 （中原町堀割16-1）	40	S43.44	2K 非水洗 3,700～7,600	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	中原住宅	八ッ面	鶴城
中野郷 （中原町半谷20）	34	S 44	2K 非水洗 4,100～9,500	簡耐平家建 （一般・単身世帯向）	中野郷 団地第1	八ッ面	鶴城
	79	S45.46	2DK 非水洗 7,700～13,700	簡耐2階建 （一般・単身世帯向）			
	124	S46～48	3DK 水洗 8,400～18,000	中耐4・5階建 （一般世帯向）	中野郷 団地第2	八ッ面	鶴城
味浜 （一色町味浜上乾地20）	12	H 14	2LDK 水洗 23,400～46,400	耐火2階建 三点給湯設備 （一般・単身世帯向）	味浜一区	一色中部	一色
	7	H 14	2LDK 水洗 23,400～45,900	中耐4階建 三点給湯設備			
	11	H 14	3LDK 水洗 27,600～54,900	エレベーター （一般世帯向）			
	28	H 15	3LDK 水洗 27,700～55,100	※2LDKは一般・単身世帯向			
大切間 （吉良町吉田大切間5）	28	S 41	2K 水洗 3,500～6,900	簡耐平屋建 （一般・単身世帯向）	吉田4区	吉田	吉良

神ノ木 (吉良町上横須賀神ノ木14-1)	20	S 42	2K 水洗 3,700~7,300	簡耐平屋建 (一般・単身世帯向)	横須賀5区	横須賀	吉良
神明塚 (吉良町吉田神明塚30)	16	S 43	2K 水洗 3,800~7,400	簡耐平屋建 (一般・単身世帯向)	吉田3区	吉田	吉良
木田 (吉良町木田祐言75)	20	S 44	2K 水洗 4,200~8,300	簡耐平屋建 (一般・単身世帯向)	横須賀7区	横須賀	吉良
王塚 (吉良町友国王塚24)	30	S45.47	2DK 水洗 7,500~16,600	簡耐2階建 (一般・単身世帯向)	友国	津平	吉良
元屋敷 (吉良町上横須賀元屋敷50)	52	S46.47	2K 水洗 7,300~15,800	中耐4階建 (一般・単身世帯向)	横須賀4区	横須賀	吉良
富好 (吉良町富好新田中川並27)	32	S 48	2K 水洗 8,200~16,100	中耐4階建 (一般・単身世帯向)	富好	白浜	吉良
須原 (吉良町吉田須原33-1)	24	S 50	3K 水洗 12,100~23,900	中耐4階建 (一般世帯向)	吉田4区	吉田	吉良
埋畑 (吉良町荻原埋畑91-1)	24	H 8	3DK 水洗 25,900~50,800	中耐4階建 三点給湯設備 エレベーター (一般世帯向)	荻東	荻原	吉良
鳥羽 (鳥羽町十三新田46-18)	24	S 47	2DK 水洗 10,300~16,500	簡耐2階建 (一般・単身世帯向)	鳥羽団地	幡豆	幡豆
鳥羽第2 (鳥羽町十三新田1-32)	8	S 51	3DK 水洗 15,900~29,400	簡耐2階建 (一般世帯向)	鳥羽第2団地	幡豆	幡豆
	8		2DK 水洗 14,200~26,900	簡耐2階建 (一般・単身世帯向)			
鳥羽第3 (鳥羽町十三新田1-35)	8	S 63	3K 水洗 22,100~43,400	耐火2階建 (一般世帯向) 浴槽・風呂釜	鳥羽第2団地	幡豆	幡豆
	8		2DK 水洗 19,200~37,800	耐火2階建 (一般・単身世帯向) 浴槽・風呂釜			

多家族向住宅……………60歳以上の老人を含む4人以上の世帯又は5人以上の世帯向けの住宅



お問合せは、西尾市建設部建築課市営住宅担当へ

電話0563-65-2146 (直通)